



発行 新潟県  
**第 49 号**  
 平成29年6月27日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 803 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 804 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 805 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 806 道路の区域変更（道路管理課）
- 807 道路の供用開始（道路管理課）
- 808 道路の区域変更（道路管理課）
- 809 道路の供用開始（道路管理課）
- 810 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）

教育委員会訓令

- 8 平成29年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県教育委員会職員服務規程の特例を定める規程（教育庁総務課）
- 9 平成29年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の特例を定める規程（教育庁総務課）

告 示

◎新潟県告示第803号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。  
 平成29年6月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 燕労災病院
- 2 所 在 地 燕市佐渡633
- 3 有効期間 平成29年8月11日から  
平成32年8月10日まで

◎新潟県告示第804号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、刈羽村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成29年6月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月28日（金）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	刈羽村農村環境改善センター 車庫	刈羽村全域
7月31日から平成	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者

30年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日、平成30年1 月2日、1月3日を 除く。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省 令第70号)第39条第1項 に規定する特定計量器
--	---------------	-------------	--

- 3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第805号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区の定款の変更を平成29年6月20日認可した。

平成29年6月27日  
新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第806号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年6月27日  
新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 次第浜新発田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市小舟町三丁目308番2から 同市小舟町三丁目303番1まで	新	12.0~28.8メートル	142.3メートル
新発田市小舟町三丁目308番2から 同市小舟町三丁目303番4まで	旧	8.5~23.1メートル	156.4メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第807号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年6月27日  
新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 次第浜新発田線
- 2 供用開始の区間  
新発田市小舟町三丁目308番2から同市小舟町三丁目303番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年6月27日

◎新潟県告示第808号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成29年6月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市四日町字東方535番から	新	7.0～10.5メートル	76.2メートル
同市四日町字東方541番まで	旧	6.8～7.8メートル	76.2メートル

#### ◎新潟県告示第809号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年6月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間  
佐渡市四日町字東方535番から同市四日町字東方541番まで
- 3 供用開始の期日 平成29年6月27日

#### ◎新潟県告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年6月27日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名  
県道 次第浜新発田線
- 2 道路の位置  
新発田市小舟町三丁目308番2から同市小舟町三丁目303番1まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在  
名称 下水道管理者 新発田市長  
所在 新発田市中央町三丁目3番3号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容  
道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕
- 5 管理の期間  
平成29年5月15日から当該施設の存続する日まで

教育委員会訓令

## ◎新潟県教育委員会訓令第8号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

平成29年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県教育委員会職員服務規程の特例を定める規程を次のように定める。

平成29年6月27日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

平成29年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県教育委員会職員服務規程の特例を定める規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、平成29年の夏季における朝型勤務（始業の時刻を繰り上げて行う勤務をいう。以下同じ。）の実施に伴い、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第2条に定める教育庁に属する一般職の職員（以下「職員」という。）の平成29年7月1日から同年8月31日までの間の勤務時間の割振りについて、新潟県教育委員会職員服務規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第1号。以下「服務規程」という。）第5条第1項の特例を定めるものとする。

(勤務時間の特例)

**第2条** 所属長（服務規程第1条の2第1項に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、前条の期間の全部又は一部について職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が夏季における朝型勤務を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。この場合において、所属長は、勤務時間の割振りを行った後、別に定めるところにより教育委員会に報告するものとする。

(実施細目)

**第3条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## ◎新潟県教育委員会訓令第9号

県立学校

平成29年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の特例を定める規程を次のように定める。

平成29年6月27日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

平成29年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の特例を定める規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、平成29年の夏季における朝型勤務（始業の時刻を繰り上げて行う勤務をいう。以下同じ。）の実施に伴い、新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）別表第1から第5に規定する学校（幼稚園を含む。以下「県立学校」という。）に属する一般職の職員（以下「職員」という。）の新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）第8条第1項第1号及び第2項に基づき県立学校の校長（園長を含む。以下「校長」という。）が定める県立学校の夏季休業日における勤務時間の割振りについて、新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年新潟県教育長訓令第11号）第5条及び第10条の特例を定めるものとする。

(勤務時間の特例)

**第2条** 校長は、前条の期間の全部又は一部について職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が夏季における朝型勤務を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。この場合において、校長は、勤務時間の割振りを行った後、別に定めるところにより教育委員会に報告するものとする。

(実施細目)

**第3条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。